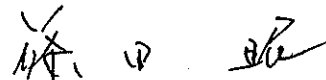


新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第15条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

第15条第3項中「前2項」を「前項」に改め、第15条第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げる。

附則第12条見出し中「平成22年度以降の各年度における」を「平成22年度から平成28年度までの各年度における」に改め、同条中「当分の間、平成22年度以降の」を「平成22年度から平成28年度までの」に改める。

附則第13条の次に、次の3条を加える。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第14条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)

について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第16条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。

附 則 (平成29年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。